

令和 7 年度 指定管理者監査結果報告書

第1 監査の概要

- 1 監査の種類 地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づく指定管理者監査
- 2 監査の対象 (1) 公の施設 市立公園・児童遊園
(2) 指定管理者 ウイングパーク
(日産緑化(株)・(株)大進緑建による共同企業体)
(3) 所管課 まちづくり部土木課、総務部契約管財課
- 3 監査の範囲 令和 5 年度・令和 6 年度に執行された公の施設に係る会計処理等に関する事務並びにその他関連する事務事業の執行
- 4 監査の期間 令和 7 年 10 月 21 日(火)から令和 7 年 11 月 28 日(金)まで
(説明聴取日 令和 7 年 11 月 6 日(木))
- 5 監査の主眼 【所管課】
(1) 指定管理者制度を導入した目的及び趣旨が達成されているか。
(2) 指定管理者の指定は公正・適正に行われているか。
(3) 協定等の締結は適正に行われているか。
(4) 指定管理者が利用料金を定めている場合は、その料金が合理的なものになっているか。また、その承認手続きは適正に行われているか。
(5) 指定管理者に対する指導監督は適切に行われているか。
(6) 業務の履行確認は実績報告書により適切になされているか。
(7) 協定書・仕様書に記載すべきものが記載されているか。
(8) 指定管理者とともに当該施設における財務上のリスクを識別し、そのリスクを防止・回避するための対策等が講じられているか。
また、リスク防止対策等は、適宜、適切に見直しが行われているか。
- 【指定管理者】
(1) 施設の管理運営及び財産の管理は適切に行われているか。
(2) 事業の執行は協定書等の目的及び仕様書のとおり実施されているか。
(3) 会計処理は適正に行われているか。
(4) 出納関係の諸帳簿の整備は適切に行われているか。
(5) 利用料金の設定等は適正になされているか。
(6) 収納事務は適正に行われているか。
(7) 利用促進のための努力はなされているか。

- 6 監査の方法 監査にあたっては、「5 監査の主眼」に基づき、書類審査、説明聴取、質疑応答及び実地監査等を実施した。

第2 監査の結果

1 対象施設の概要

(1) 対象施設 羽村市立公園 70 か所・児童遊園 13 か所

(2) 所在地等 下記のとおり

○市立公園

名 称	位 置	面積 (㎡)	施 設
武蔵野公園	羽村市栄町2丁目5番	23,019	野球場、庭球場
あさひ公園	羽村市神明台3丁目31番	15,381	ソフトボール場
水木公園	羽村市神明台2丁目1番4、神明台2丁目6番23、神明台2丁目7番1	18,417	
松原児童公園	羽村市神明台3丁目11番	2,117	
神明児童公園	羽村市神明台1丁目16番7	1,456	
神明東児童公園	羽村市神明台1丁目38番1	2,653	
富士見公園	羽村市緑ヶ丘4丁目11番	48,201	陸上競技場、ソフトボール場、庭球場、ミーティングルーム
丸山下児童公園	羽村市羽741番17	1,000	
やまぶき児童公園	羽村市富士見平2丁目4番	2,804	
かめのご児童公園	羽村市緑ヶ丘2丁目15番	2,386	
ペリカン児童公園	羽村市緑ヶ丘5丁目14番	3,903	
たんぼぼ児童公園	羽村市緑ヶ丘5丁目3番2外	364	
どんぐり山児童公園	羽村市緑ヶ丘1丁目13番	3,038	
宮の下運動公園	羽村市羽加美4丁目875番先	23,070	野球場、ソフトボール場、サッカー場
ならのき児童公園	羽村市神明台3丁目10番5	180	
こんぴら山児童公園	羽村市五ノ神2丁目7番	2,381	
あかしあ児童公園	羽村市小作台5丁目27番地	2,104	
しらかば児童公園	羽村市小作台4丁目10番地	1,794	
くすのき児童公園	羽村市小作台3丁目11番地	2,172	
けやき児童公園	羽村市小作台2丁目14番地	2,105	
さくら児童公園	羽村市小作台5丁目14番地	1,219	
五ノ神児童公園	羽村市五ノ神4丁目2番12	209	
すみれ児童公園	羽村市神明台4丁目3番44	112	
ゆうやけ児童公園	羽村市羽西3丁目1811番29	225	
こじか児童公園	羽村市栄町2丁目6番30	346	
いしだ児童公園	羽村市羽加美2丁目1468番4	200	
ひので児童公園	羽村市羽4136番7外	358	
栄緑地公園	羽村市栄町3丁目8番1、2	5,688	
宮前自然公園	羽村市羽西3丁目1813番39外	3,949	

名 称	位 置	面積 (㎡)	施 設
うさぎ児童公園	羽村市小作台4丁目7番地10	290	
間坂コミュニティ公園	羽村市羽中2丁目2664番2	2,517	
旭ヶ丘公園	羽村市羽東1丁目2880番	1,840	
あさひ緑地公園	羽村市神明台3丁目先、富士見平1丁目先、富士見平2丁目先	5,805	
羽加美緑地公園	羽村市羽加美2丁目2457番	9,946	
もみじ児童公園	羽村市小作台1丁目14番地7	529	
羽村堰上草花公園	羽村市羽中4丁目17番地先	1,387	
さつき児童公園	羽村市双葉町3丁目1175番49	324	
神明緑道	羽村市神明台1・2・4丁目地内 羽村市双葉町3丁目地内	3,854	
小作緑地公園	羽村市小作台4丁目14番地	14,392	
グリーントリム公園	羽村市羽西1丁目1713番1外	12,925	
江戸街道公園	羽村市五ノ神347番1	20,525	
桜つつみ公園	羽村市羽中4丁目9番先	4,030	
天竺運動公園	羽村市羽中2丁目2685番1	3,779	
神明台公園	羽村市神明台1丁目19番	3,177	
コスモス児童公園	羽村市羽加美3丁目1421番38	100	
緑ヶ丘憩いの森	羽村市緑ヶ丘3丁目9番3	3,154	
川崎公園	羽村市川崎2丁目197番1外	4,300	
羽ヶ上公園	羽村市羽加美1丁目14番地	2,003	
あけぼの杉児童公園	羽村市羽加美1丁目36番地1	1,600	
赤松公園	羽村市羽加美1丁目1番地5	2,297	
田の上公園	羽村市羽中2丁目2810番1	3,484	
多摩川一里塚公園	羽村市玉川2丁目1512番2	962	
踊子草公園	羽村市羽中4丁目1218番1外	2,832	
小作ふれあい公園	羽村市羽西3丁目1732番4外	530	
こでまり公園	羽村市栄町1丁目9番99	255	
ささのは公園	羽村市神明台3丁目23番2	230	
ぞうさん公園	羽村市神明台3丁目23番1	500	
クローバー公園	羽村市神明台3丁目23番2	500	
つくしんぼ公園	羽村市神明台3丁目29番3	200	
介山公園	羽村市羽東1丁目47番22外	980	
根がらみ坂公園	羽村市羽加美3丁目1713番4外	898	
まいまいず井戸公園	羽村市五ノ神1丁目1番7外	383	
チューリップ公園	羽村市羽中4丁目809番地1	1,842	
玉川南公園	羽村市玉川2丁目1番44外	253	
双葉町二丁目公園	羽村市双葉町2丁目715番10	232	
田ノ上第二コミュニティ公園	羽村市羽中2丁目2723番7	879	
双葉町東公園	羽村市双葉町3丁目1161番30外	404	
こやけ児童公園	羽村市羽西3丁目1810番4	323	
双葉町公園	羽村市双葉町2丁目5番6	1,295	
堰下レクリエーション広場	羽村市羽731番先	13,042	芝生広場、テントサイト、 営火場

○児童遊園

名 称	位 置	面積 (㎡)
奈賀児童遊園	羽村市羽中3丁目2836番	2,204
川崎児童遊園	羽村市玉川2丁目1479番1	291
宮地児童遊園	羽村市羽加美2丁目1461番9	1,644
あげば児童遊園	羽村市羽加美3丁目1445番2	1,456
なかよし児童遊園	羽村市羽中2丁目2785番3	1,231
あおぞら児童遊園	羽村市双葉町2丁目1205番19	469
ひのきの子児童遊園	羽村市川崎1丁目219番	1,738
けやき児童遊園	羽村市羽東3丁目372番外	983
富士見平児童遊園	羽村市富士見平1丁目10番3外	360
田ノ上児童遊園	羽村市羽中4丁目651番2	813
本町児童遊園	羽村市羽東1丁目290番7	579
しらうめ児童遊園	羽村市羽東1丁目31番3	554
さかえ児童遊園	羽村市栄町2丁目1番8	378

(3) 指定管理者制度による管理運営委託

羽村市立公園・児童遊園（以下「羽村市立公園等」という。）は、令和5年4月1日から指定管理者制度を導入し、次の指定期間で指定管理者が施設の管理運営を行っている。

①指定期間

第1期 令和5年4月1日～令和9年3月31日（4年）

指定管理者：ウイングパーク

（日産緑化(株)・(株)大進緑建による共同企業体）

2 指定管理者の選定

(1) 選定の経緯

羽村市立公園等は、その設置目的を効果的に達成するため、令和5年4月1日から指定管理者制度を導入している。

指定管理者制度による管理運営委託期間は、1の(3)に記すとおりであり、以下の経緯のとおり、公の施設管理者候補者選定委員会にて審査を行った結果、応募のあった三団体の中からウイングパークを指定管理者に選定した。

①選定等の経緯

令和4年7月4日	羽村市行政改革推進本部会議の開催
令和4年8月15日	広報はむら・市公式サイトに応募要領等掲載
令和4年9月2日	現地説明会
令和4年9月9日	質問締切
令和4年9月16日	質問の回答を市公式サイト上に掲載
令和4年9月26日	申請受付開始
令和4年10月5日	申請受付終了

令和4年10月31日	羽村市公の施設指定管理者候補者選定審査会の開催
令和4年12月9日	令和4年第6回羽村市議会（定例会）において、「羽村市立公園等の指定管理者の指定について」原案可決
令和5年1月31日	協定書締結
令和5年4月1日	指定管理者による第1期の管理運営開始

(2) 羽村市と指定管理者との協定の主な内容

羽村市立公園等を適正かつ円滑に管理するために、羽村市はウイングパークと協定を締結した。

協定書に定める羽村市と指定管理者の主な役割分担等は、次のとおりである。

①指定管理者の指定の意義（協定書第2条）

指定管理者の指定を行うことの意義は、民間事業者たる指定管理者の能力を活用しつつ、市民の憩いの場や児童に健全な遊び場を提供するとともに、市民の健康・体力の向上及び市民相互のふれあいによるコミュニティの振興、スポーツの普及振興を図り、もって公共の福祉の増進に資することにある。

②指定期間（協定書第7条）

指定期間は、令和5年4月1日から令和9年3月31日までとする。

③指定管理者の業務の範囲（協定書第8・9条）

【本業務】

- ア 公園等の施設及び設備の維持管理に関する業務
- イ 公園施設等の許可・承認及び許可・承認の取消しに関する業務
- ウ 有料施設の利用料金の収納、免除及び還付に関する業務
- エ 公園を利用して市民のコミュニティの振興、スポーツの普及振興及び体力づくりの推進のため実施する事業に関する業務
- オ 児童遊園を利用して児童に健全な遊び場を与え、その健康を増進し、情操を豊かにする事業に関する業務
- カ その他、公園等の管理に関し羽村市が必要と認める業務

【自主事業】

- ア 条例に定める設置目的に合致し、かつ本業務の実施を妨げない範囲において、羽村市との協議を経て事前に許可を受け、指定管理者が自己の責任と費用により実施する事業

④羽村市が行う業務の範囲（協定書第10条）

- ア 不払い利用料金の徴収業務
- イ 管理施設の目的外使用許可・占用許可
- ウ 不服申立てに対する決定

⑤指定管理委託料の支払い（協定書第32条）

羽村市は、指定管理業務の対価として、指定管理者に対して年度別に次の指定管理委託料を支払う（各年度の指定管理委託料を4月、7月、10月、1月の4期に分けて前金払い）ものとする。

【令和 5 年度】 88,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

【令和 6 年度】 89,760,000 円（ // ）

【令和 7 年度】 91,575,000 円（ // ）

【令和 8 年度】 94,050,000 円（ // ）

⑥利用料金収入の取扱い、利用料金の決定（協定書第 34・35 条）

利用料金は指定管理者の収入とし、条例に規定する範囲内において定めるものとする。

⑦羽村市による管理施設及び管理備品の貸与等（協定書第 24 条）

羽村市は管理施設及び管理備品を無償で指定管理者に貸与する。指定管理者は、指定期間中、管理施設及び管理備品に要する消耗品を自己の費用で購入又は調達し、補充しなければならない。なお、購入又は調達した管理備品は羽村市に帰属するものとする。

⑧管理施設及び管理備品の修繕等（協定書第 25 条）

管理施設及び管理備品の修繕等（修繕・買い替え）については、1 件につき 50 万円（消費税及び地方消費税を含む。）以上の物については市が、1 件につき 50 万円（消費税及び地方消費税を含む。）未満のものについては指定管理者が、それぞれ自己の費用と責任において実施するものとする。

⑨新たな施設の建設及び備品等の購入等（協定書第 26 条）

施設内に新たに施設が必要となった場合、又は修繕費で行うことのできない修繕案件が生じた場合は、指定管理者は羽村市に執行を求めることができるものとし、羽村市が必要と認めたものについて、市の予算の範囲内で執行するものとする。指定管理者は、羽村市が貸与する管理備品以外の備品を購入又は調達し、本業務実施のために供することができるものとする。なお、この場合において、指定管理者は、当該購入又は調達について羽村市に報告するものとする。また、建設、購入又は調達した施設及び備品の帰属先は、羽村市と指定管理者との協議により決定するものとする。

⑩保険（協定書第 39 条）

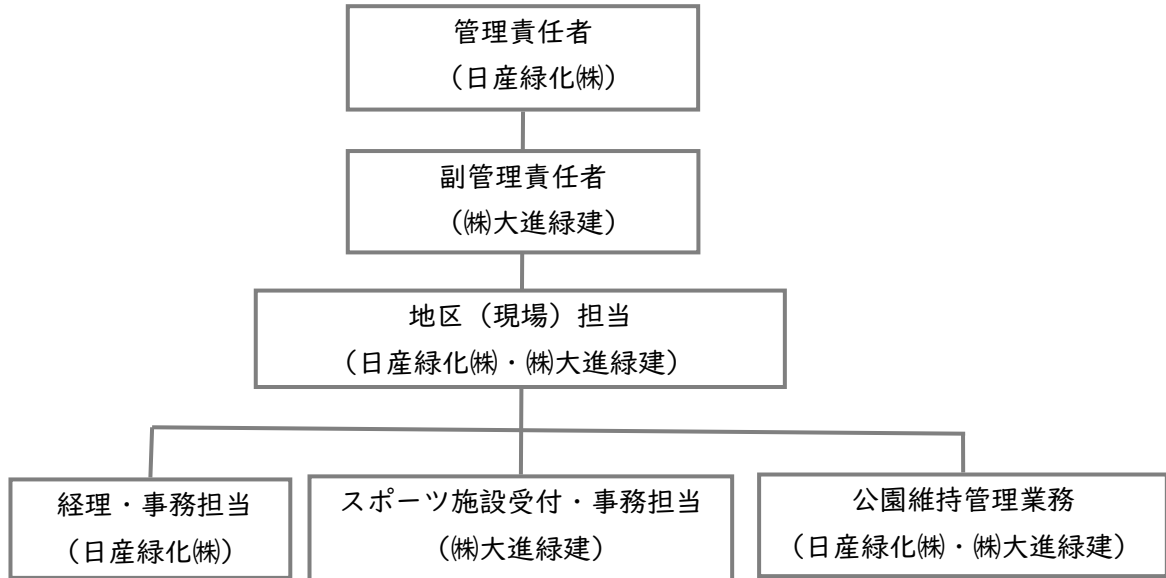
本業務の実施にあたり、羽村市は火災保険及び施設賠償責任保険、指定管理者は損害賠償責任保険をそれぞれ付保しなければならない。

3 事業概要

(1) 組織

羽村市立公園等の管理運営は前述のとおり「ウイングパーク」が行っており、組織体制は以下のとおりである。なお、共同事業体の代表は日産緑化(株)である。

【ウイングパーク組織体制図】



(2) 事業の内容

羽村市立公園等の設置目的は、市民の憩いの場や児童に健全な遊び場を提供するとともに、市民の健康・体力の向上及び市民相互のふれあいによるコミュニティの振興、スポーツの普及振興を図り、もって公共の福祉の増進に資することである。

管理運営の基本方針は、利用者の多様なニーズに応えるため、常に利用者の要望等を聴取し管理運営に反映すること、常に公園利用の促進に努めるとともに、管理運営に当たっては、市内の団体等との連携を図ること、公園で活動するボランティアや町内会・自治会等の地元団体と積極的な協同意識を持ち地域に密着した管理運営業務を行うこととしている。

指定管理者は、公共施設である公園の基本的使命と社会的責任を認識し、羽村市公園条例並びに羽村市児童遊園条例及び協定書等の法令遵守にとどまらず、民間事業者の多様な経営ノウハウを最大限活用して、「明るく安全・安心で使いやすい公園」、「市民共有の大切な財産である公園」、「貴重な動植物等の自然と都市が共生する公園」、「市民と共に活動する市民主体の公園」という4つの要件を満たす公園の実現に向けて、日々取り組んでいる。

また、「市民協働」、「種の保護保全」「環境啓蒙・情報発信」を重点項目とし、社会基盤における公園の在り方や新たなライフスタイルの方向性を市民・行政と一体となり築きあげていくための様々な事業を展開している。

公園の運営管理業務として、日々巡回・施設点検を実施しているほか、問い合わせ

せや要望・苦情の対応を行っている。また、公園や有料スポーツ施設等の貸出し業務を行っている。

施設の維持管理については、安全・安心な施設運営を行うため、仕様書及び年間作業計画に基づき樹木管理、清掃業務、病虫害の防除、施設点検及び簡易修繕（1件50万円未満）、駐車場の管理を行っている。

安全対策面では、巡回点検を通じた施設の状況把握及び利用者の指導により事故防止に努めるとともに、異常時や緊急事態の際には速やかに対応できるように、職員の救命講習や遊具の日常点検講習会などの研修を実施している。また、災害時における市の応急活動への協力体制を整備している。

社会貢献活動の一環として、市内中学校の職場体験や市内小学校や高校・大学の体験学習、実習などの受け入れを積極的に行っており、次世代の人材育成にも寄与している。

指定管理者は、公園の管理運営や維持管理業務のほか、市や地域団体の催し物への参画やボランティア活動支援も行っている。また、公園の利用促進のため、地域ニーズに対応した多様な自主事業の実施も行っている。なお、令和5年度及び6年度に指定管理者が実施した事業は、第1・2表のとおりである。

【第1表】令和5年度自主事業実施状況

事業名	期日	会場	内容	参加人数
クビアカツヤカミキリ対策講習会	8月4日	富士見公園 桜づつみ公園	西多摩地区の自治体や地域のボランティア団体を対象に、クビアカツヤカミキリの基礎情報や防除方法についての講習会を実施	13人
ヤギ除草	6月（3日間） 10月（2日間）	富士見公園 あさひ公園	ヤギ社員によるエコな除草とふれあい体験を実施	延べ 約200人
ドッグパーク	9月2日、9月9日	武蔵野公園	犬の自由な遊び場の提供や飼い方のマナー啓発の一環として、公園の一部をドッグランとして開放	約50頭
カブトムシ・クワガタムシの森をつくろう！	9月19日	グリーントリム公園	ボランティア団体との協働事業として、公園内に剪定枝チップを搬入し、カブトムシやクワガタムシの幼虫の住処づくりを実施	1回
丸太の提供	適宜	郷土博物館	公園樹木の剪定で発生する枝や幹を利活用し薪として提供	3回
防災トイレの備蓄	通年	富士見公園 クラブハウス内	災害時に備え簡単設営プライバシ―テント5基、簡易トイレスツール5基、非常用トイレ500回分をクラブハウス内の倉庫に備蓄	—
キッチンカー出店	9月から3月	富士見公園	公園利用者の利便性の向上と賑わいの創出のため移動販売店を出店	73回

【第2表】令和6年度自主事業実施状況

事業名	期日	会場	内容	参加人数
クビアカツヤカミキリ対策講習会	5月17日、8月9日	富士見公園 桜づつみ公園	東京都や西多摩地区の自治体職員を対象に、クビアカツヤカミキリの基礎情報や防除方法についての講習会を実施	延べ 17人
ヤギ除草	5月28日、29日 6月4日、5日 9月10日、12日	富士見公園 あさひ公園 外3公園	ヤギ社員によるエコな除草とふれあい体験を実施	延べ 約500人
羽村のいきもの見つけ隊！	6月15日、10月12日	踊子草公園 チューリップ公園	市内の親子を対象に、いきものコレクションアプリを使用した生き物観察イベントを実施	延べ 45人
野菜無人販売	毎週火曜日・水曜日・木曜日 (6月11日開始)	富士見公園 クラブハウス前	羽村市、青梅市、瑞穂町出身の4箇所の農家との連携により、地元野菜の無人販売を実施	—
太極拳・キッズダンス教室	水・木 (9月4日開始)	富士見公園 クラブハウス	クラブハウスミーティングルームの利用率向上を図るため、太極拳教室とキッズダンス教室を開講	生徒数 延べ41名
サッカー教室	10月14日	富士見公園	市民スポーツまつりにて、東京ヴェルディとの連携によるサッカー教室を実施	150人
ドッグパーク	11月17日	富士見公園	犬の自由な遊び場の提供や飼い方のマナー啓発の一環として、公園の一部をドッグランとして開放	78頭
ひとときマルシェ	第1回 1月25日 第2回 2月22日	富士見公園	ハンドメイド作家やキッチンカーなどが出店するマルシェを開催 (第1回22店舗、第2回26店舗)	延べ 約500人
キッチンカー出店	通年	富士見公園	公園利用者の利便性の向上と賑わいの創出のため移動販売店を出店	138回
HPの作成・SNSでの発信	通年	—	公園での催しや公園の利用方法などの情報発信を適宜実施	Facebook 登録者数 108人

(3) 施設利用者数の状況

第3表は、有料施設の利用状況である。令和5年度の利用者数は161,611人で、前年度（令和4年度）と比べて27,649人（14.6%）の減少となっている。

令和6年度の利用者数は223,156人で、前年度（5年度）と比べて61,545人（38.1%）の増加となっている。

【第3表】有料施設・種目別利用状況（富士見公園・武蔵野公園・宮の下運動公園、あさひ公園の総数）

（単位：人、%）

種目	令和4年度	令和5年度	5年度と4年度の比較		令和5年度	令和6年度	6年度と5年度の比較	
			増減数	増減率			増減数	増減率
ソフトボール	12,557	10,256	△2,301	△18.3	10,256	29,789	19,533	190.5
軟式野球	46,863	32,180	△14,683	△31.3	32,180	34,348	2,168	6.7
サッカー	19,287	15,637	△3,650	△18.9	15,637	29,059	13,422	85.8
運動会	5,491	5,070	△421	△7.7	5,070	2,661	△2,409	△47.5
フィールドゴルフ	12,397	10,109	△2,288	△18.5	10,109	13,244	3,135	31.0
テニス	65,615	56,295	△9,320	△14.2	56,295	105,463	49,168	87.3
その他	27,050	32,064	5,014	18.5	32,064	8,592	△23,472	△73.2
合計	189,260	161,611	△27,649	△14.6	161,611	223,156	61,545	38.1

第4表は夜間照明の利用状況である。夜間照明の利用時間は、令和5年度は2,950時間で、前年度（令和4年度）と比べて1,660時間（36.0%）の減少となった。

一方、令和6年度の利用時間は、6,321時間で、前年度（令和5年度）と比べて3,371時間（114.3%）の増加となっている。

【第4表】夜間照明利用状況（富士見公園・武蔵野公園）

（単位：時間、%）

区分・種目		令和4年度	令和5年度	5年度と4年度の比較		令和5年度	令和6年度	6年度と5年度の比較	
				増減数	増減率			増減数	増減率
富士見公園	ソフトボール等	299	300	1	0.3	300	567	267	89.0
	テニス	3,031	1,896	△1,135	△37.4	1,896	4,083	2,187	115.3
武蔵野公園	軟式野球	144	84	△60	△41.7	84	270	186	221.4
	テニス	1,136	670	△466	△41.0	670	1,401	731	109.1
合計		4,610	2,950	△1,660	△36.0	2,950	6,321	3,371	114.3

第5表は堰下レクリエーション広場の利用状況である。令和5年度の利用人数は2,825人で、前年度（令和4年度）と比べて1,442人（33.8%）の減少となっている。

令和6年度の利用人数は、4,014人で、前年度（令和5年度）と比べて1,189人（42.1%）の増加となっている。

【第5表】堰下レクリエーション広場利用状況

（単位：件、人）

令和4年度		令和5年度		5年度と4年度の比較		令和5年度		令和6年度		6年度と5年度の比較	
件数	利用人数	件数	利用人数	件数	利用人数	件数	利用人数	件数	利用人数	件数	利用人数
169	4,267	74	2,825	△95	△1,442	74	2,825	192	4,014	118	1,189

(4) 利用料金等の収入の状況

指定管理委託料以外の指定管理者の収入は、スポーツ施設等の有料施設の利用料（第6表参照）と自主事業の収入であり、その収入状況は第7・8表のとおりである。

有料施設の利用料は、令和5年度が9,157,150円であり、前年度と比較して404,740円（4.2%）の減少となっている。令和6年度が9,146,327円であり、前年度と比較して10,823円（0.1%）の減少となっている。

自主事業の収入は、令和5年度が7,473,989円、令和6年度が9,256,489円であり、1,782,500円（23.8%）の増加となっている。

令和6年度の自主事業の収入の内訳は、自動販売機貸付料8,565,997円で収入総額の92.5%、キッチンカー及び無人野菜販売の売上が240,127円（同2.6%）、イベント参加費等が450,365円（同4.9%）となっている。

【第6表】有料施設利用料

（単位：円）

種別	使用時間	使用料	備考
野球場・ソフトボール場	2時間（午前6時～午後6時）	一面 610	
	3時間（午後6時～午後9時）	一面 920	
庭球場	2時間（午前6時～午後6時）	一面 600	
	3時間（午後6時～午後9時）	一面 900	
陸上競技場サッカー場	4時間（午前8時～午後4時）	一面 2,440	
	上記以外の時間	一面 1,220	
富士見公園クラブハウス			
第1ミーティングルーム	3時間（午前9時～正午）	510	
	4時間（午後1時～午後5時）	610	
	3時間（午後6時～午後9時）	920	
	全日（午前9時～午後9時）	1,830	

第2ミーティングルーム	3時間（午前9時～正午）	310	
	4時間（午後1時～午後5時）	410	
	3時間（午後6時～午後9時）	510	
	12時間（午前9時～午後9時）	1,020	
堰下レクリエーション広場			
芝生広場	6時間（午前6時～午後6時）	1,830	
	全日（午前6時～午後6時）	3,670	
テントサイト	一日（午前10時から翌朝午前10時まで）	1張 410	
第1営火場（直径10m）	午前6時から午後10時まで	410	貸切使用 （1回） 1,320
第2営火場（直径15m）	午前6時から午後10時まで	610	
第3営火場（直径12m）	午前6時から午後10時まで	510	
夜間照明			
陸上競技場	1時間	1面 1,530	
ソフトボール場	1時間	1面 1,320	
野球場	1時間	1面 3,560	
庭球場	1時間	1面 510	

【第7表】 有料施設利用料の状況

（単位：円、％）

種別	令和4年度	令和5年度	5年度と4年度の比較		令和5年度	令和6年度	6年度と5年度の比較	
			増減数	増減率			増減数	増減率
テニス	5,555,200	5,034,120	△521,080	△9.4	5,034,120	4,992,747	△41,373	△0.8
テニス照明	2,187,900	2,193,510	5,610	0.3	2,193,510	2,001,540	△191,970	△8.8
グラウンド	744,640	709,030	△35,610	△4.8	709,030	816,340	107,310	15.1
グラウンド照明	689,520	921,510	231,990	33.6	921,510	1,031,810	110,300	12.0
ミーティングルーム	161,510	115,570	△45,940	△28.4	115,570	92,820	△22,750	△19.7
堰下レクリエーション広場	223,120	183,410	△39,710	△17.8	183,410	211,070	27,660	15.1
合計	9,561,890	9,157,150	△404,740	△4.2	9,157,150	9,146,327	△10,823	△0.1

【第8表】 自主事業の収入の状況

（単位：円、％）

種別	令和5年度		令和6年度		前年度との比較		
	金額	構成比	金額	構成比	増減額	増減率	構成比
自動販売機貸付料	7,338,989	98.2	8,565,997	92.5	1,227,008	16.7	△5.7
キッチンカー・無人野菜販売	125,400	1.7	240,127	2.6	114,727	91.5	0.9
イベント参加費等	9,600	0.1	450,365	4.9	440,765	4,591.3	4.8
合計	7,473,989	100.0	9,256,489	100.0	1,782,500	23.8	—

(5) 収支状況

令和5年度及び令和6年度の収支状況は、第9表のとおりである。

令和5年度の収入決算額は104,609,173円で、このうち市からの委託料は88,000,000円で収入総額の84.1%を占めている。また、利用料収入は9,157,150円で収入総額の8.8%である。自動販売機貸付料等の自主事業による収入は7,473,989円で収入総額に占める割合の7.1%である。

支出決算額は104,609,173円で、その内訳は人件費30,030,000円で支出総額の28.7%を占めている。人件費を除く支出の主なものは、公園維持管理費が51,519,905円で支出総額の49.2%であり、光熱水費13,921,646円(同13.3%)、管理運営費6,345,096円(同6.1%)、その他経費2,792,526円(同2.7%)である。

令和6年度の収入決算額は108,350,244円で、このうち市からの委託料は89,760,000円で収入総額の82.9%を占めている。また、利用料収入は9,146,327円で収入総額の8.5%、自主事業による収入は9,256,489円で収入総額に占める割合の8.5%である。

支出決算額は108,350,244円で、その内訳は人件費31,185,000円で支出総額の28.8%を占めている。人件費を除く支出の主なものは、公園維持管理費が54,827,489円で支出総額の50.6%であり、光熱水費15,079,647円(同13.9%)、管理運営費6,323,169円(同5.8%)、その他経費934,939円(同0.9%)である。

【第9表】収支状況

(単位：円、%)

項 目		令和5年度		令和6年度	
		金 額	構成比	金 額	構成比
収 入 の 部	指定管理委託料	88,000,000	84.1	89,760,000	82.9
	利用料収入	9,157,150	8.8	9,146,327	8.5
	自主事業収入	7,473,989	7.1	9,256,489	8.5
	雑収入	57,284	0.1	252,663	0.2
	還付金	△79,250	△0.1	△65,235	△0.1
収入合計 (A)		104,609,173	100.0	108,350,244	100.0
支 出 の 部	人件費	30,030,000	28.7	31,185,000	28.8
	管理運営費(車両費、消耗品費、管理経費等)	6,345,096	6.1	6,323,169	5.8
	公園維持管理費(剪定伐採費、公園緑地管理費、修繕費、遊具点検費、トイレ清掃費等)	51,519,905	49.2	54,827,489	50.6
	光熱水費(電気料金、水道料金、ガス料金)	13,921,646	13.3	15,079,647	13.9
	その他経費(事務所経費、通信料、支払い手数料、物品費、租税公課、雑費等)	2,792,526	2.7	934,939	0.9
支出合計 (B)		104,609,173	100.0	108,350,244	100.0
収支差引 (A) - (B)		0		0	

4 総括

羽村市立公園等の指定管理者である「ウイングパーク」及び所管課について監査を行った結果、指定管理者選定及び指定に関する事務、協定の締結に係る事務並びに公の施設の管理・運営、会計経理等に関する事務、その他関連する事務事業は、関係法令に基づき、おおむね適正に執行されていると認められた。

また、所管課においては、公園台帳等管理システムや電話等を用いて適宜指定管理者との情報共有を行っており、緊密に連携をしている。また現地確認による履行確認を実施しており指導監督も適切に行われている。

羽村市立公園等に指定管理者制度を導入した目的は、民間事業者たる指定管理者の能力を活用しつつ、市民の憩いの場や児童に健全な遊び場を提供するとともに、市民の健康・体力の向上及び市民相互のふれあいによるコミュニティの振興並びにスポーツの普及振興を図り、もって公共の福祉の増進に資することにある。その意味において、指定管理者に「ウイングパーク」を指定し、管理・運営させていることは、指定管理者制度を導入した目的に合致し、現在のところ堅実に遂行されていると認められた。

なお、監査における個別の意見等は以下のとおりであり、事務処理上留意すべき事項については意見・要望として提示する。

○指定管理者制度の導入効果について

指定管理者制度導入から 2 年が経過した。指定管理者は協定書に掲げた「指定管理者の指定の意義」を踏まえ、他自治体における公園管理の実績やノウハウを活かしながら、地域の特性に配慮した多様な事業を展開している。

共同企業体の構成員が各自の得意分野を生かして業務分担を行い、効率的な運営を行った結果、公園の安定した管理運営が継続されており、本制度の導入効果が認められる。

維持管理業務については、樹木の剪定、遊具の点検、破損施設の修繕などにおいて、優先順位を考えたとうえで、適時かつ効率的に対応されている。特に、樹木の剪定本数が導入前と比べて大幅に増加するなど、管理の充実が図られている。

また、直営体制下で市職員が担当していた公園維持管理業務が委託されたことにより、所管課の職員配置を最適化することが可能となった。

今後についても、指定管理者の専門性と経営能力を最大限に発揮し、引き続き適切な公園管理運営が実施されることを期待する。

○経営面について

収支については、市からの指定管理委託料が収入総額の約 8 割を占め、主要な財源であり、残りの約 2 割を有料施設利用料と自主事業収入が占めている。

自主事業では、自動販売機の設置による収入が割合としては大きいものの、キッチンカーや無人野菜販売、各種イベント等の新規事業を段階的に展開し、その収入は増

加傾向を示している。

しかしながら、令和 6 年は猛暑の影響により雑草の繁茂が著しく、公園の維持管理費用が増加した。これに対し自主事業収入により一部を補填したものの、最終的に支出が収入を上回り、その差額については指定管理者が自己負担している状況にある。

今後、物価上昇傾向の継続や施設の老朽化などにより、公園の維持管理経費の増加が見込まれることから、厳しい経営状況は続くと予想され、収入の確保がより一層重要となる。指定管理者は、公共性に留意しつつ、既存施設の効果的な活用を図り、さらなる自主財源確保に向けた取組を強化し、安定的な経営に尽力されたい。

○利用者意見の聴取について

協定書第 29 条第 2 項において、指定管理者は公園利用者の意見や要望を把握するため、必要に応じて利用者アンケートを実施すると規定されている。また、指定管理者事業提案書には、利用者満足度調査を行い、その結果を管理運営に役立てるとの記載がある。

現状では、利用者満足度調査は実施検討中であり、利用者アンケートはポットラックプロジェクトの際に実施しているとのことであった。

しかし、現在のアンケート対象はイベント参加者に限定されている。より包括的で実用的な利用者ニーズの把握のため、今後は日常的に公園を利用する市民層（例えば市内保育園関係者など）からも意見聴取を実施されたい。多様な利用者からの意見聴取により、把握される課題や要望がより一層拡大し、利用者にとってさらに利用しやすい公園運営につながるものと考えられることから、改善の実施を期待する。

○適正な事務処理について

指定管理者が管理する公園及び児童遊園は「市民の財産」である公共施設であり、指定管理委託料は税金を原資としているため、その用途については透明性と公平性の確保が求められている。したがって当該支出は情報公開の対象となるべきものである。

今後、この趣旨を踏まえ、市民の理解と信頼を確保し、指定管理制度を持続可能なものとしていくために、常に説明責任を果たし得るような適正な事務処理の徹底を望む。